

お知らせ

❖十和田市役所の住所

〒034-8615

十和田市西十二番町6番1号

※土・日曜日、休日は閉庁

❖市ホームページ

<https://www.city.towada.lg.jp/>

QRコードはこちら▶

QRコードは開庁ソフトウェアの登録商標です。



❖お知らせの表記

申…申込先

問…問い合わせ先

※費用の記載がないものは無料です。

乱丁・落丁がある場合はお取り換えしますので、ご連絡ください。

暮らし

国保加入者で住所地に居住していない人はお知らせください

8月1日から使用する国民健康保険被保険者証を、7月初旬に住居地の世帯主宛てに簡易書留郵便で送付します。

特別な事情で住所地に居住していない世帯の人は、郵便局で転送の手続きをするか、6月21日(水)までに国民健康保険課で送付先変更などの申請をお願いします。

※送付先変更などの申請は毎年必要です。また、世帯員個別の申請は受け付けておりません。※申請書は、市ホームページからもダウンロードできます。

問国民健康保険課 ☎ 51-6750

身体障害者巡回診査および更生相談を実施します

とき 7月5日(水)

▶受付 午前9時～10時

▶診査 午前9時30分～正午

ところ 市役所別館5階 会議室

持ち物 ①身体障害者手帳(所持者のみ) ②保険証など ③かかりつけ医の紹介状やレントゲン写真など、治療の状況を確認できる書類(②、③は身体障害者手帳交付のための診査を受ける人のみ)

実施機関 県障害者相談センター

対象 次に該当する肢体不自由の人
▶身体障害者手帳の交付を受けるため診査が必要な人
▶身体障害者手帳の再認定が必要な人
▶身体障害者手帳の障害程度・等級に変更がある人
▶補装具の処方が必要な人
▶生活・医療・施設などの相談を希望する人

※その場での判定が困難な場合は、指定医師のいる医療機関を利用していただく場合があります。

対象にならない人

▶電動車いす、座位保持装置、特例補装具の処方が必要な人
▶義肢・装具や車いすについて複雑な処方が必要な人

申込期限 6月14日(水)

※審査会場ではマスクの着用をお願いします。

※当日の朝に体温測定し、発熱や風邪症状がある場合は、受診を控えてください。

問生活福祉課 ☎ 51-6718

6月から児童手当の所得判定年度が切り替わります

前年度所得上限により受給できなかった人で、所得の減少、扶養人数の増加などの理由で、新たに受給できると思われる人は、窓口でご確認ください。

支給対象 0歳から中学校卒業までの児童を養育している人

支給額(1人当たり月額)

【所得制限未満の場合】▶3歳未満:15,000円▶3歳～小学生:10,000円(第3子以降は15,000円)▶中学生:10,000円

【所得制限以上、所得上限未満の場合】5,000円

【所得上限以上の場合】対象外

必要な物▶受給者(父母のうち所得の高い人)の口座情報が確認できるもの▶受給者の健康保険証▶父母のマイナンバーが確認できるもの

問子ども支援課 ☎ 51-6717

労働保険の年度更新手続きはお早めに!

申告書提出・保険料等納付期間

6月1日(水)～7月10日(月)

申告方法 窓口、郵送、電子申請

※保険料等の納付は便利で確実な口座振替をお勧めします。

※詳しくは厚生労働省または青森労働局ホームページをご覧ください。

問青森労働局労働保険徴収室

☎ 017-734-4145

【有料広告欄】 「広報とわだ」に広告を掲載しませんか。申し込み先 総務課広報男女参画係 ☎ 51-6702

証明書がコンビニでも取得できます

マイナンバーカードを使って、市が発行する証明書をお近くのコンビニなどで取得できます。

利用時間 6:30～23:00 (各店舗の営業時間内※年末年始は除く) 令和6年3月31日まで 市役所窓口より200円お得!

【利用できる店舗】	【取得できる証明書】
●セブンイレブン ●ファミリーマート	●住民票の写し ●印鑑登録証明書
●ローソン ●ミニストップ	●戸籍証明書 ●戸籍の附票の写し
●マックスバリュ ●ユニバース ほか	●課税証明書

ネットで予約や空き状況が確認できる

十和田市 公共施設予約システム

■詳しくは、市ホームページをご覧ください。
※予約については、各施設へお問い合わせください。

メンテナンス時を除き
24時間利用可能!